JTUC

連合高知

<発行所>連 合 高 知
日本労働組合総連合会高知県連合会
〒780-0870 高知市本町４丁目1-32
こうち勤労センター内
TEL（088）824-5111
FAX（088）824-3002
<発行責任者>折 田 晃 一
No.110 2017年５月22日

[第88回メーデー高知県中央大会]

長時間労働の撲滅
ディーセント・ワークの実現

今こそ　底上げ、底支え、格差是正の実現を！

第88回メーデー高知県中央大会を、４月29日（土）10：00から城西公園にて開催した。大会には、23産別、６団体から約1,500名が参加し「**長時間労働の撲滅　ディーセント・ワークの実現**」のスローガンの下、今こそ底上げ、底支え、格差是正の実現をはかっていくことを確認しあった。

開催にあたりあいさつに立った折田会長は、「真の働き方改革に向けて、これまでの常識を転換し、社会に根付かせていくことが必要」と指摘し、「非正規の仲間の正社員・無期契約への転換など、具体的な労働条件改善を実現し、社会に発信、波及させていく活動の強化が求められる」と強調した。

続いて、行政をはじめ政党、友誼団体の方々を紹介・挨拶をいただいたあと恒例の「おたのしみ抽選」を女性委員会の進行で行い、当選番号をめぐって会場が沸き立った。

メーデーの最後には、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、全力を挙げていくことを宣言して会長の団結ガンバローで閉会し、参加者全員で中央公園までデモ行進しながら、「長時間労働の撲滅　ディーセント・ワークの実現」を市民に訴えた。

連合高知

もう、過労死はなくそう
36協定に上限時間の規制を
インターバル規制を導入しよう

男女平等月間の取り組み

★女性のための全国一斉労働相談ダイヤル
～職場のモヤモヤありませんか？～

○日　時：2017年６月12日（月）～ 13日（火）両日とも10：00～19：00

○場　所：連合高知事務所

★男女平等参画推進フォーラム

○日　時：2017年６月17日（土）　13：30 ～ 16：00

○場　所：高知サンライズホテル

○講　師：特定非営利活動法人ReBit代表　薬師実芳氏ほか１名

ＬＧＢＴ（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）への理解を深めていただくために、小中高大学、教育委員会、自治体などで生徒・教職員向けに出張授業や企業に向けての研修など実施している団体。

○題　目：「ＬＧＢＴの職場における課題」

～すべての人が豊かに働く職場づくりを目指して～

★「連合高知第４次男女平等参画推進計画」
第２段階（2016年１月～2017年12月）最終年の取り組み

○連合高知第４次男女平等参画推進計画の取り組み状況を調査し、先進事例や職場・組合活動で男女平等参画が進まない課題を明らかにすることを目的として取り組む。

○男女平等推進委員会三役による構成組織への表敬訪問を実施し、男女平等参画推進委員会で作成したグッズを活用しながら取り組みの「気づき」の一歩を促していく。

働きやすくくらしやすい社会のために
男女が共に協力しよう。

国際デザイン・ビューティカレッジ
グラフィックデザイン科 水口真侑さん作

まかせちょき　代わりにそっちは　任せるき

国際デザイン・ビューティカレッジ
グラフィックデザイン科 野村航平さん作

連合　平和行動スケジュール

連合は平和行動として、核兵器廃絶による世界の恒久平和の実現と、被爆者支援の強化をはじめ、在日米軍基地の整理・縮小、日米地位協定の抜本的見直しに向けた運動、北方領土の早期返還と日ロ平和条約の締結をめざす運動などに取り組んでいる。

連合高知も積極的に参加し、平和の尊さを学ぶことにしている。女性・青年委員会を中心に積極的に参加しましょう！

◇平和行動 in 沖縄	6月23日（金）～25日（日）
◇平和行動 in 広島	8月5日（土）～6日（日）
◇平和行動 in 長崎	8月8日（火）～10日（木）
◇平和行動 in 根室	9月9日（土）～12日（火）

働くみんなのワークルール　Q&A　テーマ　派遣

Q　派遣で働いているけど、派遣先に雇用される制度はないのかな？

A　2015年の派遣法改正により、派遣元に対し、派遣期間が3年に達する有期雇用派遣労働者への雇用安定措置の実施が義務づけられました。

派遣元は、①派遣先への直接雇用の依頼、②新たな派遣先の紹介、③派遣元での無期雇用、④その他安定した雇用の継続をはかるために必要な措置（有給の教育訓練、紹介予定派遣など）のどれかを行う必要があります。①を行って直接雇用にいたらなかった場合には、②～④のいずれかを行わなければなりません。まずは、派遣元の担当者に相談してみましょう。

Q　契約期間が残っているのに、派遣先から「辞めてほしい」と言われ、派遣元からも契約解除されそう…。

A　有期労働契約の場合、使用者（派遣元）はやむを得ない事由がある場合でなければ、期間途中の契約解除はできません。

「やむを得ない事由」は厳しく判断されます。派遣先と派遣元との派遣契約が解除されても、派遣元は直ちに有期労働契約を中途解除することはできません。不当に契約解除された場合には、期間満了までの賃金分の支払いを派遣元に請求できます。

なお派遣元は、派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって派遣契約の解除が行われた場合、派遣先と連携して就業機会の確保をはかることが求められています。派遣先は、都合により契約を解除する場合、①派遣労働者の新たな就業機会の確保、②休業手当などの支払いに要する負担などの措置を講じることが義務とされています。